

○動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

平成十三年三月二十三日

宮城県規則第二十七号

改正 平成一八年三月二三日規則第一八号

平成二〇年二月二六日規則第九号

平成二五年七月一六日規則第六七号

令和二年三月二四日規則第二六号

令和二年五月二二日規則第六八号

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

危険な動物の飼養及び保管に関する条例施行規則（昭和五十四年宮城県規則第十号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、動物の愛護及び管理に関する条例（平成十二年宮城県条例第三百三十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（平一八規則一八・全改）

（犬又は猫の引取り）

第三条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号。以下「法」という。）

第三十五条第一項の規定により犬又は猫の引取りを求める飼い主は、知事に犬又は猫の引取り依頼申請書（様式第一号）を提出しなければならない。

2 法第三十五条第三項の規定により所有者の判明しない犬又は猫の引取りを求める者（以下この項において「犬又は猫の引取りを求める者」という。）は、知事に所有者の判明しない犬又は猫の引取り依頼申請書（様式第二号）を提出しなければならない。ただし、犬又は猫の引取りを求める者の依頼により警察本部又は警察署（以下「警察署等」という。）で犬又は猫を一時的に預かった場合において、当該犬又は猫を警察署等から引き取るときは、警察職員が犬又は猫の引取りを求める者から犬又は猫を一時預かる際に作成した書類の写しをもって所有者の判明しない犬又は猫の引取り依頼申請書に代えることができる。

（平二〇規則九・追加、平二五規則六七・一部改正）

（公示）

第四条 条例第八条第二項（条例第九条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による公示は、様式第三号により、当該犬を収容した保健所（支所を含む。）の掲示場に掲示して行うものとする。

2 条例第八条第二項の規則で定める期間は、二日間とする。

（平一八規則一八・全改、平二〇規則九・旧第三条繰下・一部改正）

（譲渡の申請）

第五条 条例第九条第一項の規定による犬又は猫の譲渡を受けようとする者は、知事に譲渡申請書（様式第四号）を提出しなければならない。

（平一八規則一八・全改、平二〇規則九・旧第四条繰下・一部改正、平二五規則六七・一部改正）

（野犬の駆除）

第六条 条例第十条第一項の規定による野犬の駆除は、薬物入りのえさを道路、空き地、広場、堤防その他適当な地表に配置することにより行うものとする。

2 薬物入りのえさを配置する場合は、配置した薬物入りのえさごとに、様式第五号により、薬物入りのえさである旨を表示しなければならない。

3 薬物入りのえさは、野犬の駆除が終了した後直ちに回収するものとする。

（平一八規則一八・全改、平二〇規則九・旧第五条繰下・一部改正）

第七条 条例第十条第二項の規定による周知は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 野犬の駆除を行う区域及びその付近に居住する狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第四条第一項の登録を受けた犬の所有者に対して、様式第六号により通知をすること。

二 野犬の駆除を行う区域及びその付近の公衆の見やすい場所に、様式第七号により掲示をすること。

2 前項第一号の通知は野犬の駆除を開始する日の三日前までに、同項第二号の掲示は野犬の駆除を開始する日の三日前から野犬の駆除を終了する日までの間、行わなければならない。

（平一八規則一八・全改、平二〇規則九・旧第六条繰下・一部改正）

（届出の様式）

第八条 条例第十一条第一項の規定による届出は、飼い犬によるこう傷届（様式第八号）によるものとする。

2 条例第十四条第三項の規定による届出は、事故届（様式第九号）によるものとする。

(平一八規則一八・追加、平二〇規則九・旧第七条繰下・一部改正)

(身分証明書)

第九条 条例第十五条第二項の身分を示す証明書は、様式第十号によるものとする。

(平一八規則一八・旧第七条繰下・一部改正、平二〇規則九・旧第八条繰下・一部改正)

(引き取られた犬等の返還)

第十条 条例第十七条第二項に規定する引き取られた犬等の返還を求める飼い主は、知事に返還申請書(様式第十一号)を提出しなければならない。

2 条例第十七条第二項の規定により前項の飼い主が負担しなければならない費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の合計額とする。

一 飼養保管費 一頭一日につき五百円

二 返還費 一頭につき二千元

(平一八規則一八・追加、平二〇規則九・旧第九条繰下・一部改正)

(手数料の免除)

第十一条 条例第十七条第五項に規定する特別の理由があると認めるときは、法第二十五条第一項及び第四項に規定する事態を早急に改善する必要がある場合であつて、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者その他知事が特別の理由があると認める者が、犬又は猫の引取りを求めるときとする。

2 条例第十七条第五項の規定により、手数料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、あらかじめ、犬又は猫の引取り手数料免除申請書(様式第十二号)を知事に提出しなければならない。

(令二規則二六・追加、令二規則六八・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の危険な動物の飼養及び保管に関する条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の規定によるものとみなす。

様式第1号(第3条関係)

収入証紙貼付欄

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住所
氏名
連絡先

〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

犬又は猫の引取り依頼申請書

下記のとおり動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定により引取りを求めます。

記

1 引取り動物

犬・猫の別	種類	体格	毛色	性別	年齢	備考(特徴等)

合計 犬 _____ 頭
猫 _____ 頭

2 飼養できない理由(新たな飼い主が見つからなかった理由など)

3 当該動物が人畜に危害を加えた事実の有無

有(年 月 日 :)・無

備考 この申請書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住所
氏名
連絡先

〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

所有者の判明しない犬又は猫の引取り依頼申請書

下記のとおり動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定により所有者の判明しない犬又は猫の引取りを求めます。

記

1 引取り動物

犬・猫の別	種類	体格	毛色	性別	年齢(推定)	備考(特徴等)

合計 犬 _____ 頭
猫 _____ 頭

2 拾得した日時、場所、状況など

日 時

場 所

状 況

その他

備考 この申請書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3号(第4条関係)

第 号
年 月 日

犬・猫・()の収容について

保健所長 印

このことについて、下記のとおり犬・猫・()を収容したので、動物の愛護及び管理に関する条例第8条第2項(第9条第2項において準用する同条例第8条第2項)の規定により公示します。

記

番号			
収容月日	月 日	月 日	月 日
収容場所			
収容理由			
種類			
性別 ※ 該当するものを ○で囲むこと。	オス ・ メス	オス ・ メス	オス ・ メス
毛色			
体格			
その他の特徴			

(注意) 1 年 月 日まで引き取らない場合は、動物の愛護及び管理に関する条例第8条第3項(第9条第2項において準用する同条例第8条第3項)により必要な措置をとり、又は処分します。

2 引き取り時間は、午前 時から午後 時までとします。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4号(第5条関係)

犬又は猫の譲渡申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住 所
氏 名
連絡先

㊦

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

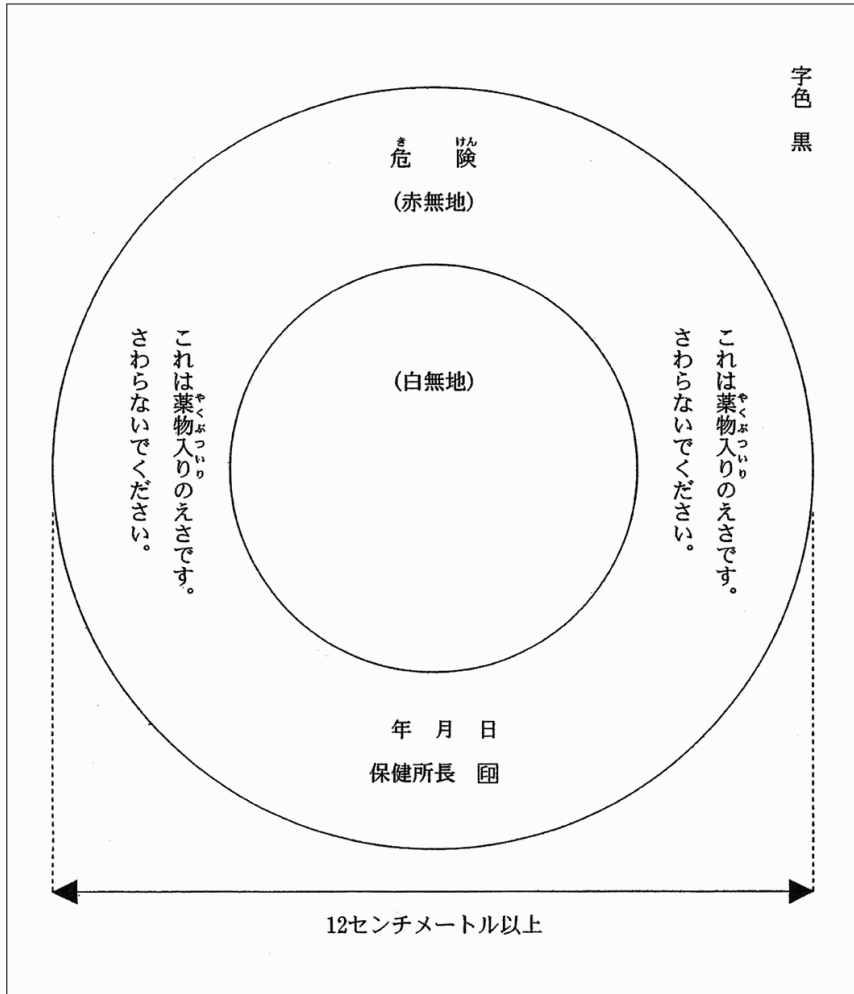
下記のとおり犬又は猫の譲渡を申請します。

記

飼 養 の 目 的		愛玩・番犬・その他()	種別	犬 ・ 猫
希 望 内 容	性 別			
	毛 色			
	その他			
主に世話をする人			年齢	
家族の同意		有・無	過去における犬又は猫の飼養経験	有・無
飼養場所		所在地：		
飼養施設		自宅屋外・屋内・その他()		
周囲の環境		住宅地・農地・山地・工業地・その他()		

備考 この申請書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第5号(第6条関係)



様式第6号(第7条関係)

年 月 日

様

野犬の駆除の実施についてのお知らせ

保健所長 印

下記のとおり、薬物入りのえさにより野犬の駆除を行いますので、御注意願います。

記

野犬の駆除の区域	
野犬駆除の期間 及び時間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
薬物入りのえさの 状態	

注意

上記の野犬駆除の期間中は、飼い犬が放浪等をしないよう適正に管理してください。また、散歩の際には十分注意してください。

備考

この用紙の大きさは、はがき大とすること。

様式第7号(第7条関係)

年 月 日

野犬の駆除の実施についてのお知らせ

保健所長 印

下記のとおり、薬物入りのえさにより野犬の駆除を行いますので、御注意願います。

記

野犬の駆除の区域	
野犬駆除の期間 及び時間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
薬物入りのえさの 状態	

注意

上記の野犬駆除の期間中は、飼い犬が放浪等をしないよう適正に管理してください。また、散歩の際には十分注意してください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第8号(第8条関係)

飼い犬によるこう傷届

年 月 日

宮城県知事

殿

届出者 住 所

氏 名

㊦

連絡先

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

私の所有(管理)する飼い犬が、人(家畜)をかんだので、動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 飼い犬が人又は家畜をかんだ日時及び場所

年月日及び時間	
場 所	

2 犬にかまれた者の氏名及び住所等

住 所	
氏 名	
家畜の種類及び数 (種 類)	(数)

3 飼い犬の種類等

種 類	
性 別	オス ・ メス (いずれかを○で囲むこと。)
毛 色	
年 齢	
大 き さ	大 ・ 中 ・ 小 (いずれかを○で囲むこと。)

4 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第1項の登録の有無及び同法第5条第1項の予防注射の接種の有無

登 録 の 有 無	有 ・ 無 (いずれかを○で囲むこと。)
予 防 注 射 の 有 無	有 ・ 無 (いずれかを○で囲むこと。)

備考

- 動物の愛護及び管理に関する条例第11条第2項の規定により、人をかんだ犬の飼い主は、届出の日から起算して20日以内に、飼い犬の狂犬病に係る診断書を提出すること。
- 家畜(家きんを除く。)がかまれた場合にあつては、2の住所及び氏名の欄に当該家畜の所有者又は管理者の氏名を記入し、家畜の種類及び数の欄にかまれた家畜の種類及び数を記入すること。
- この届の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第9号(第8条関係)

事 故 届

年 月 日

宮城県知事

殿

届出者 住 所
氏 名

㊦

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり特定動物が危害を加えたので、動物の愛護及び管理に関する条例第14条第3項の規定により届け出ます。

記

危 害 を 加 え た 動 物	種 類		特 徴
事 故 発 生 の 日 時 ・ 場 所 ・ 原 因	日 時		
	場 所		
	原 因		
過 去 に 危 害 を 加 え た こ と の 有 無	有 ・ 無 (いずれかを○で囲むこと。 有の場合はその内容)		
危 害 を 受 け た 者 の 氏 名 及 び 住 所	氏 名		
	住 所		

備考 この届の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第10号(第9条関係)

(表面)

<p>この用紙は、日本産業規格A6とし、厚紙を用い、中央の点線から二つ折りするものとする。</p>	<p>この身分証明書を携帯する者は、動物の愛護及び管理に関する法律第二十四条第二項(同法第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。)又は同法第三十三条第一項の規定による立入検査、動物の愛護及び管理に関する条例第八条の規定による収容及び同条例第十五条第一項の規定による立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行う職員であることを証明する。</p>
<p>第 号</p>	
<p>動物愛護監視員証明書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>写真</p>	
<p>生氏職所 年月日 名 名 属</p>	
<p>宮城県知事</p>	
<p>印</p>	

<p>動物の愛護及び管理に関する法律(抜粋)</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第二十四条 都道府県知事は、第十条から第十九条まで及び第二十一条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第一種動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該第一種動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>(動物愛護管理担当職員)</p> <p>第三十七条の三 都道府県等は、条例で定めるところにより、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員等の職名を有する職員(次項及び第三項並びに第四十一条の四において「動物愛護管理担当職員」という。)を置く。</p> <p>2 指定都市 中核市及び第三十五条第一項の政令で定める市以外の市町村(特別区を含む。)は、条例で定めるところにより、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理担当職員を置くよう努めるものとする。</p> <p>3 動物愛護管理担当職員は、その地方公共団体の職員であつて獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものをもつて充てる。</p> <p>動物の愛護及び管理に関する条例(抜粋)</p> <p>(報告の徴収及び立入検査)</p> <p>第十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主に対し、動物の管理の方法、施設の様態その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、施設、施設の存する土地若しくは建物その他動物を飼養し、若しくは保管する場所に立ち入り、施設その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(動物愛護監視員)</p> <p>第十六条 法第三十七条の三第一項の規定により、動物愛護管理担当職員として動物愛護監視員を置く。</p> <p>2 前項の動物愛護監視員は、法第二十四条第一項(法第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。)又は法第三十三条第一項の規定による立入検査、条例第八条の規定による収容及び前条第一項の規定による立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行う。</p>
---	--

様式第11号(第10条関係)

返 還 申 請 書

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住 所
氏 名
連絡先

㊦

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

動物の愛護及び管理に関する条例第8条第3項(第9条第2項の規定において準用する同条例第8条第3項)の規定により収容された下記の犬・猫・()は、私が所有するものですから、返還されるよう申請します。

記

種 類	名 前	生年月日	毛 色	性 別	体 格	その他特徴 となる事項
				オス メス	大・中・小	

備考

- 1 性別及び体格の欄は、いずれかを○で囲むこと。
- 2 この申請書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第12号(第11条関係)

犬又は猫の引取り手数料免除申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 氏名
住所
連絡先

動物の愛護及び管理に関する条例第17条第5項の規定により、下記のとおり引取り手数料の全部又は一部の免除をされるよう申請します。

種別	手数料	引取り頭数	手数料免除頭数	免除金額
犬(生後91日以上)	2,000円/頭	頭	頭	円
犬(生後90日以内)	400円/頭	頭	頭	円
猫(生後91日以上)	2,000円/頭	頭	頭	円
猫(生後90日以内)	400円/頭	頭	頭	円
合計		頭	頭	円
申請の理由・状況				
飼い主の氏名・住所 (申請者が飼い主以外の場合)	氏名 住所			
上記のとおり相違ないことを確認しました。 保健所(支所) 確認者氏名				印

備考 この申請書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

附 則（平成一八年規則第一八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十八年六月一日から施行する。

（飼い犬取締条例施行規則の廃止）

- 2 飼い犬取締条例施行規則（昭和四十一年宮城県規則第八十三号）は、廃止する。

附 則（平成二〇年規則第九号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年規則第六七号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十五年九月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の規定によるものとみなす。

附 則（令和二年規則第二六号）

この規則は、令和二年六月一日から施行する。ただし、第十条の次に一条を加える改正規定及び様式第十一号の次に一様式を加える改正規定は令和二年四月一日から、様式第一号から様式第四号まで及び様式第七号に備考を加える改正規定、様式第八号の改正規定、様式第九号に備考を加える改正規定、様式第十号（表面）の改正規定並びに様式第十一号の改正規定は公布の日から施行する。

附 則（令和二年規則第六八号）

この規則は、令和二年六月一日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

（平20規則9・追加，平25規則67・令2規則26・一部改正）

様式第2号（第3条関係）

（平20規則9・追加，平25規則67・令2規則26・一部改正）

様式第3号（第4条関係）

（平18規則18・全改，平20規則9・旧様式第1号繰下・一部改正，平25規則67・
令2規則26・一部改正）

様式第4号（第5条関係）

（平18規則18・全改，平20規則9・旧様式第2号繰下・一部改正，平25規則67・
令2規則26・一部改正）

様式第5号（第6条関係）

（平18規則18・全改，平20規則9・旧様式第3号繰下・一部改正）

様式第6号（第7条関係）

（平18規則18・全改，平20規則9・旧様式第4号繰下・一部改正）

様式第7号（第7条関係）

（平18規則18・全改，平20規則9・旧様式第5号繰下・一部改正，令2規則26・
一部改正）

様式第8号（第8条関係）

（平18規則18・全改，平20規則9・旧様式第6号繰下・一部改正，令2規則26・
一部改正）

様式第9号（第8条関係）

（平18規則18・全改，平20規則9・旧様式第7号繰下・一部改正，令2規則26・
一部改正）

様式第10号（第9条関係）

（平18規則18・全改，平20規則9・旧様式第8号繰下・一部改正，平25規則67・
令2規則26・一部改正）

様式第11号（第10条関係）

（平18規則18・全改，平20規則9・旧様式第9号繰下・一部改正，平25規則67・
令2規則26・一部改正）

様式第12号（第11条関係）

（令2規則26・追加）

